



春になると野生動物が活発になります ワナを仕掛ける前にご相談ください

問 農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線2618)

■有害鳥獣捕獲の許可はありますか？

無許可の捕獲は法令違反となり、処罰の対象となる可能性があります(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)。

また、ワナなどで他人(飼い猫などを含む)にケガを負わせた場合は、損害賠償請求が発生する可能性があります。

■捕獲後のことを考えていますか？

捕獲した動物の処理は、捕獲した人が担うのが原則です。なお、アライグマなどの外来種を運搬し、逃がすことは法令違反であり、処罰の対象となる可能性があります(3年以下の懲役または300万円以下の罰金)。



■野生動物を捕獲する道具は、ホームセンターや通信販売などで誰でも購入できますが、使用する際は市に申請が必要です



トラバサミの使用は法律で禁止されています。手指がはさまった場合、骨折や切断の恐れがあるので、販売していても購入しないでください。



■市内における有害鳥獣捕獲数の推移

単位：頭

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	286	309	552	589	557
ニホンジカ	120	152	262	287	270
アライグマ	219	161	304	315	263
ハクビシン	170	147	211	149	141
ニホンザル	11	12	28	91	45
タヌキ	82	87	135	141	130

※市は、有害鳥獣捕獲隊などの協力により、過去5年間で主に左表の動物を捕獲しました

※安中市は、「群馬県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、野生動物の捕獲を行っています

※令和6年度は1月31日までの数値